

〔給付算定基礎額残高通知書の送付について〕

この通知書は、皆さまの年金払い退職給付の給付算定基礎額残高等に関する各情報をお知らせするものです。

組合員の方には毎年、既に退職されている方には、退職時及び35歳、45歳、59歳及び63歳の節目の誕生日の翌年度に送付いたします。

〔年金払い退職給付制度について〕

平成27年10月に施行された被用者年金一元化法により、これまでの職域年金相当部分は廃止され、年金払い退職給付制度（退職等年金給付制度）が創設されました。この制度は、それまでの職域年金相当部分と異なり公的年金制度ではなく、退職給付制度に位置付けられます。

年金の原資は、組合員と事業主の労使折半で出し合って積み立てます。

積立額は、毎月の標準報酬月額及び期末手当等の額を基に付与率を乗じた付与額とこれに対する利息を累積します。

給付額は、次のとおりです。

○付与額と利息を累計した給付算定基礎額の1/2（注1）ずつが「有期退職年金」と「終身退職年金」に充てられます。

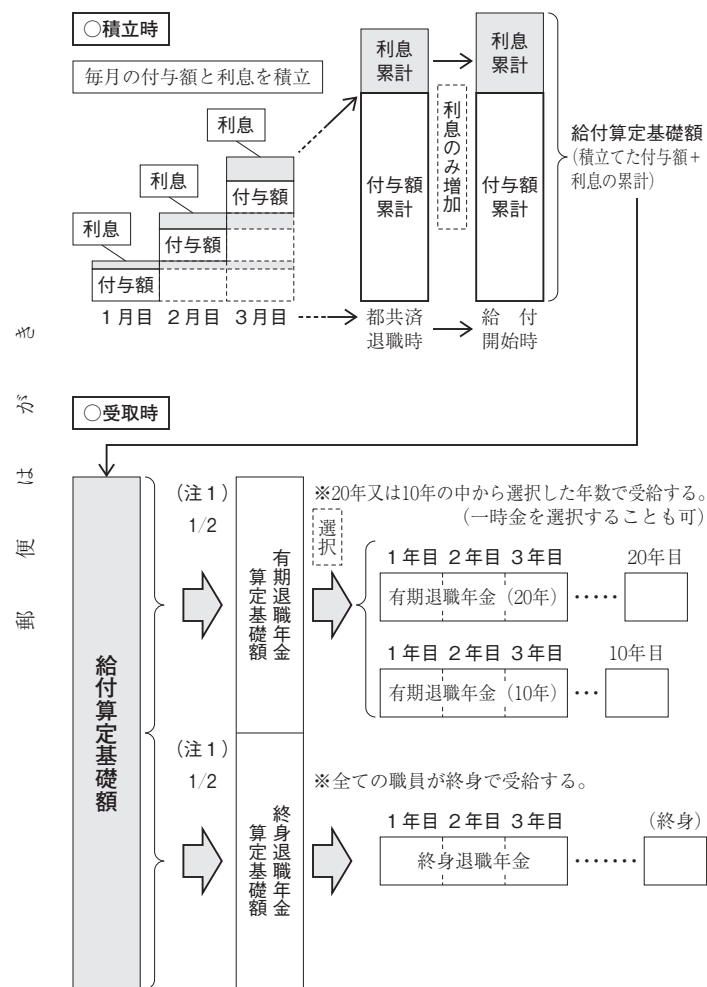
○基準利率や死亡率などに基づき、年金現価率が定められます。その現価率で給付算定基礎額の1/2（注1）を除すことにより「有期退職年金」及び「終身退職年金」の額を算定します。

（注1）組合員期間が10年に満たない場合は、1/2ではなく1/4を乗じた額になります。

※年金払い退職給付制度に関する情報は、下記の地方公務員共済組合連合会ホームページに掲載されていますのでご参照ください。

<https://www.chikyoren.or.jp/>（地方公務員共済組合連合会トップページ）
トップページの、「年金関連情報／年金制度の概要／長期給付等の種類／年金払い退職給付」からご覧いただけます。

〔積立時と年金受取時のイメージ〕



〔年金の算定方式は以下のとおり（参考）〕

- 1 有期退職年金（20年又は10年で受給するもの）
給付算定基礎額×1/2÷有期年金現価率（注2）
（注1）
- 2 終身退職年金（終身で受給するもの）
給付算定基礎額×1/2÷終身年金現価率（注3）
（注1）

（注2）有期年金現価率は、支給残月数に応じて定められます。

○受給期間20年のとき・・・19.859541（令和5年10月～令和6年9月の現価率）

○〃10年のとき・・・9.964513（〃）

（注3）終身年金現価率は、年齢に応じて定められます。

○65歳時点の終身年金現価率・・・22.821764（〃）

※一度決定された年金額は、毎年10月に改定される年金現価率に基づき改定されます。

地共済年金情報Webサイトのご案内

最新の給付算定基礎額残高情報はインターネットで確認できます。

地共済年金情報Webサイト 検索

<https://www.chikyosai-nenkin-web.jp/>

ご利用に当たってはユーザ登録が必要となります。(年金受給権のある方は利用できません。)

【閲覧できる内容】

1. 年金見込額
2. 年金加入履歴・加入期間
3. 標準報酬月額等
4. 保険料納付済額
5. 年金払い退職給付に係る給付算定基礎額残高等

お問い合わせ先

東京都職員共済組合年金保険部年金課

電話番号 0570-03-4165【ナビダイヤル】

受付時間 月曜日～金曜日（祝日除く。）8：30～17：30